

高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定

昭和 51 年 10 月 13 日改正

平成 9 年 2 月 5 日改正

平成 15 年 8 月 6 日改正

平成 24 年 5 月 24 日改正

- (1) 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。したがって対外試合（練習試合・公式試合）への参加も入学式終了後とする。ただし、中高一貫校などで入学式がない場合は、4月当初の始業日以降とする。
- (2) 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、3月25日以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。
ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の下承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。
なお、3月25日から31日までは「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用がうけられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。
また、当該校の指導要録で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。
- (3) 2項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。
- (4) この規定に適合する以外は、中学校生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。
ただし、都道府県高等学校野球連盟に届け出た「中学3年生の体験入部」参加者は除く。

以 上